様式第十（第４条第７項関係）

特定海外事業計画変更に係る情報の提供について

年　　月　　日

内閣総理大臣　名　殿
財 務 大 臣　名　殿

株式会社国際協力銀行総裁　名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第85条の４第３項において準用する同法第85条の３第５項の規定に基づき　　年　　月　日付けで依頼があった特定海外事業計画変更に係る情報の提供について、下記のとおり情報を提供します。

記

１．特定海外事業の実現可能性及び収益性の評価等

２．特定海外事業計画の実施において必要と考えられる支援ツール、支援額、その他の条件等

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．認定特定海外事業への支援に係る契約書の変更を伴う場合は当該契約書の案を添付する。

様式第十一（第４条第８項関係）

特定海外事業計画の変更の不認定通知書

番　　号
年　　月　　日

殿

内閣総理大臣　名
財 務 大 臣　名

年　　月　　日付けで変更申請のあった特定海外事業計画について、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（教示）
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。